強硬十五名の 首に激昂

石川島造船所 昨夜九團體の申合せ

石川島造船所では十七日正午から午後三時組長、伍長出席の下に各[illegible]部集合協議の結果、同所職工中工勞組合幹部二百三十餘名中、態度にある者から[illegible]する事を申合せ直に伍長心得杉山正作以下職工十四名を[illegible]する事とし「罷を解く」の解雇通知書に「給料は十八日渡迄候」の附箋をつけ書留速達で郵送し一方午後三時組長、伍長、伍長心得職工一同を[illegible]工場に

招集し

『今後造機船工勞組合と行動を共にするな』と言渡し一同は午後四時から五時迄の間に不穩の擧に出でたが、首された十五名は『工場法を無視した斯の不當な解雇に服する事は出來ぬ』と通知書は今日中に取纏め返却し、且平常通り今日も出勤するといきまいてゐる尚佐藤寅之助は十七日午後一時[illegible]工場に於ける[illegible]中『內田支配人の

國賊とは何ぞや

と迫つた時直に月島署に檢束され同時に首された、首の報に一度職工間に傳はるや『會社は幹部二百三十餘名をも解雇し首する意嚮でありそれは不當[illegible]の限りだ』と俄に激昂する者が多く、十八日は入場と同時に職工大會を開き

罷工か

に就て態度を定める筈であるが、今日迄百方直接行動に出る事を阻止してゐた幹部が首され、罷工は當然起れ得まいと一幹部は語つてゐた、尚勞働組合同盟會では、十七日午七時から緊急代議員會を開き、交通勞働、正進會等九[illegible]代表者十八名集合、島山工勞、組合理事長から今回の石川島造船所事件に就て詳細の說明を聞き『職工に對する會社の

態度に

は全然誠意なし

決定し

[illegible]近く活動を開始すべき[illegible]である、尚同盟からは數名の憲兵が十七日石川島造船所に出張して[illegible]を調査した

十分調査

淡中大佐談

不正工事云々に付造船監督官淡中海軍大佐は曰く『二等驅逐艦[illegible]に多少の不良個所を發見したので直に敎工させたが今度の不正個所云々の中にはそれも擧げてゐるが自分の全然知らなかつた個所も擧げてゐるからこれは十分調査して見る』

此際同盟會所勞合組合は全力を盡して援助する』と申合せ種々方法を協議して十一時散會したが工勞組合でも十八日は『內田支配人は勞働者を犬猿視した』と不當なる解雇に吾人は飽迄せよ』の二種のビラを撒いて、全工場內外に撒布する尚昨今工勞組合本部には、職工自身のたづさはつた不正工事を申告して來る者が續發したと

憲兵隊 活動開始

海軍省と打合

石川島造船所で建造した二等驅逐艦『葦』に關し不正工事の有無に就き海軍省では法官技師の手に依つて夫々調査中であるがこの

問題に

就て東京憲兵隊麴町分隊では林特務曹長十七日午後海軍省に出張し種々各係官と打合せを行つた後夕刻歸隊、分隊長稻田少佐、小川特務曹長等と數時間凝議の結果大體に於て捜査の方針も

決定し

愈[illegible]本格的捜査に着手した

「葦」の不正工事で 海軍省俄かに大活動

石川島造船所へ臨檢

監督官の目を偸んで不正チューブ取付の說

石川島造船所で建造した二等驅逐艦『葦』(排水量八百噸)は去る九日運轉の際[illegible]が破損しコンデンサーに至りチューブ破損し爲めに[illegible]に至り品川沖で立[illegible]をしたので其後損所を

修理して

ゐる十三日全

潛在し

て居る樣である

憲兵隊

では不正行爲の有無に就いては目下嚴重取調中である

未だ不正事實を發見しないが 臨檢を續ける

小川特務曹長の報告を得て

小山憲兵大佐語る

右に就き東京憲兵隊本部長小山大佐は[illegible]る「麴町の報道に依る事實調査するため十七日麴町分隊から[illegible]へ出張したが、小川特務曹長の報告に依れば今の處、別に異狀がないとの事である。然し深く調査して見なければ海のものとも山のものとも判らぬので尙は愈[illegible]に調査し、其結果不正事實があると認めれば無論活動を開始する積りだ、調査には所隊の麴町分隊が當[illegible]る筈だ」云々

現に世間では試運轉の際に會社が一部の職工を[illegible]して秘密工事を[illegible]て監督官技師[illegible]藤勇太郎氏の目を偸んで不正チューブを取付けたと傳へて居るが此問題に關し海軍省は俄に大活動を始め法務局より法務官、[illegible]本部より技術官及憲兵十數名[illegible]に急行し監督官立會の上主として[illegible]本部は技術上の[illegible]法務局と

憲兵隊

では不正行爲の有無に就いては目下[illegible]重取調中である

三井電氣軌道では 從業員にも利益配當

資協調の爲今期から實行

◇……高尾支配人は語る

福岡縣三井郡北野町に本社を有し五月の決算期から之を實行することになり既に重役會の議決を經て居るさうである而して同社今期の[illegible]は[illegible]百萬圓(內百二十五萬圓拂ひ込)の[illegible]金で電燈と電鐵の營業をして居る三井電氣軌道株式會社では今回勞資協調の目的で期末決算に[illegible]る利益金の處分に[illegible]し株主の[illegible]と併立して從業員配當金なる[illegible]を新設し本年上半期即ち今[illegible]から法定積立別途積立退職給與基金後[illegible]賞與後期繰越等を控除し六萬八千[illegible]即ち拂込資本金に對する年一割の歩合を株主配當金に充て此株主配當金の十分の一即ち六千八百七十五圓を從業員配當金に[illegible]する豫算だと云ふ右に就き高尾支配人に語つて曰く

私の會社でも期末の賞與は從來からやつて居りますが勞資問題の矢釜しい今日只たそれだけでは滿足を買ふことが出來ない狀態であり今一步進んだ形式で事業純益を資本家たる株主以外の從業員に分配することは早かれ晩かれ免れない譯で果してそうとすれば先鞭をつけた方が結局得でしょう而して從業員配當金をどんな風に各人に分配すべきかに就ては目下考案中でありますが私の考へでは從業員を全部株主にする方針の下に一の組合を組織せしめ現金は其組合に交附し組合は是で會社の株券を購入すると云つた風にして買ひたいと思つて居ます猶ほ此配當に與ふるものは二年以上の勤續者に限りたいのです從業員配當金を設けたら期末の賞與金は廢すか廢するかは何なるたらうとの[illegible]念があるかも知れぬが決してそんなことはせぬ賞與は賞與として矢張り之を[illegible]し其歩合は會社の利益が增進するに伴つて增率する考へでありますが配當金の歩合は先づ分株主配當率の一割と內定した譯であります云々